②　平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した病院の新営又は耐震補強を含む全面的改修工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、下記⑵②によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」、「工事全般の施工計画」それぞれ最高10点及び20点の加算点を与える。

②　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は、①ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画、②工事全般の施工計画について設定する。（詳細は入札説明書による。）

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒870―1192 大分県大分市大字旦野原700番地　国立大学法人大分大学　財務部施設企画課　総務係　電話097―554―7431

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法　平成25年８月１日（木）から平成25年８月23日（金）まで、上記４⑴で交付する。入札説明書の交付にあたっては無料とする。また、図面の交付にあたっては、実費により交付する。

⑶　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法　平成25年８月22日（木）から平成25年８月23日（金）16時までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式にて参加を希望する者は、平成25年８月22日（木）から平成25年８月23日（金）16時までに上記４⑴へ持参すること。

⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。

⑸　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成25年９月24日（火）10時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参すること（郵送による提出は認めない）。開札は、平成25年９月25日（水）10時、大分大学法人本部（事務局棟）第３会議室において行う。

5　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金

１）入札金額（税込）の100分の５以上を納付。ただし、利付国債の提供又は銀行若しくは契約担当役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関をいう。）（以下「銀行等」という。）の保証をもって入札保証金の納付に代えることができ、入札保証保険契約の締結を行った場合又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除するものとする。

２）入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての利付国債の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は金融機関等の契約保証の予約を含む。以下同じ。）に係る書類（以下「書類」という。）の提出期間は、原則として、競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日までとする。

３）書類の提出先は、上記４⑴とする。

４）書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により行うものとする。

②　契約保証金　請負代金額の10分の３以上を納付（有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券（請負代金額の10分の３以上）による保証を付し、又は履行保証保険契約（請負代金額の10分の３以上）の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

⑸　本工事に係る技術提案書等の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。

⑹　配置予定技術者の確認　落札決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　契約書作成の要否　要。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。